

木造住宅の耐震診断費 補助金のご案内



松 戸 市
建築指導課
令和 7 年度版

松戸市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の概要

大地震はいつ発生しても不思議ではありません。大地震が起きたとき、住まいに大きな被害が無ければ、大切な家族の命や財産を守ることができます。松戸市では、地震に強いまちづくりを促進するため、耐震診断（建物の健康診断）をおすすめします。

1. 申請受付期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 11 月 28 日（金）

ただし、令和 8 年 1 月 15 日までに実績報告書が提出できる見込みがあるものに限りです。

＜ 注 意 事 項 ＞

- ・ 予算額に達し次第受付を締切らせていただきます。
- ・ 耐震診断を行う前に、必ず補助金交付申請書を提出してください。
交付決定前に診断を行った場合は、補助金を交付できません。

2. 対象となる木造住宅

市内にある木造住宅で、以下のすべてに該当するものとなります。

1. 平成 1 2 年 5 月 3 1 日以前に建築、または着工された一戸建て住宅、または併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であること。
2. 柱・梁等の主要構造部が木材の在来軸組構法によってつくられたもの。（プレハブ工法やツーバイフォー工法は除きます。）
3. 地上階数が2以下であること。

3. 補助対象者

以下のすべてに該当する者となります。

1. 松戸市の住民基本台帳に記載されていること。
2. 木造住宅を所有し、かつ居住していること。（賃貸住宅は除きます。）
3. 市税を滞納していないこと。

※共有者がいる場合、代表者を選任してください。

4. 耐震診断の内容

耐震診断とは、木造住宅耐震診断士が、一般財団法人 日本建築防災協会発行の「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて、図面と現地調査によって行なう、一般診断法または精密診断法です。

耐震診断に使用する診断プログラムは、一般財団法人 日本建築防災協会発行の診断ソフト、または同協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けたソフトであることが条件です。

5. 木造住宅耐震診断士

木造住宅耐震診断士とは、『松戸市木造住宅耐震診断士名簿』に登録された建築士、または市長が認めた者です。

この名簿は松戸市ホームページに掲載され、建築指導課、各支所、市民センター等にて配布しています。

6. 耐震診断の補助金額

耐震診断に要した費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額の3分の2を乗じて得た額となります。

ただし、5万円を限度とします。（千円未満切り捨て）

7. 提出書類

1. 松戸市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）

添付書類

- ① 住民票の写し ⇒ **【市民課または各支所等】**（市民課または各支所等で取得したものが写しとなります。）
- ② 木造住宅の建物の登記事項証明書 ⇒ **【法務局】**
（固定資産評価額証明書でも可） ⇒ **【固定資産税課】**
※所有者が2人以上いる場合は、建物の登記事項証明書を添付してください。
- ③ 木造住宅が平成12年5月31日以前に建築、または着工されたことを証する書類（下記のいずれか）
 - ・木造住宅の登記事項証明書 ⇒ **【法務局】**
 - ・確認通知書の写し、確認済証の写し、検査済証の写し、登載証明、建築計画概要書の写しのいずれか
 - ・固定資産評価額証明書 ⇒ **【固定資産税課】**※建築年が平成12年の場合は、月日までわかる書類を添付すること
- ④ 納税証明書（滞納のない証明書） ⇒ **【市役所本庁舎2階 収納課】**
※支所では取得できません。
※取得する際、納税証明書交付申請書の「□その他」にチェックをしていただき、（）内に“滞納なし”と記入してください。
- ⑤ 木造住宅耐震診断の実施に係る契約書の写し
- ⑥ 口座振替払申出書
- ⑦ 委任状（申請手続き用）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

2. 松戸市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（第5号様式）

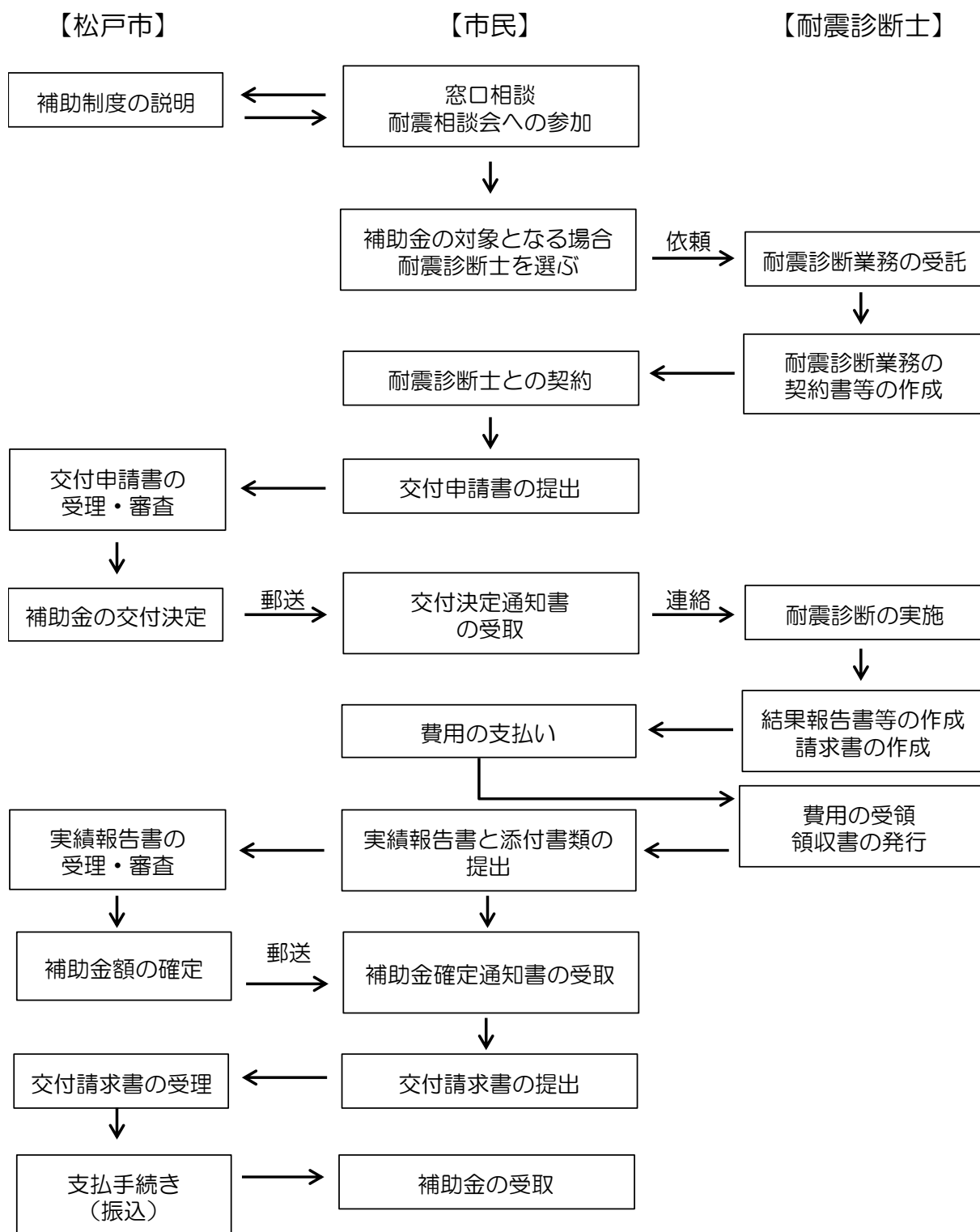
添付書類

- ① 木造住宅耐震診断の結果報告書
 - ・家屋調査結果書
 - ・耐震診断書
 - ・現況写真（カラー）
 - ・写真撮影方向図
- ② 木造住宅の耐震診断に要した費用を支払ったことを証する領収書の写し
（税込金額が記載されたもの）
- ③ その他市長が必要と認める書類

4. 松戸市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（第7号様式）

添付書類はありません。

8. 手続きの流れ



お問い合わせ先

松戸市街づくり部 建築指導課

TEL 047-366-7368